## 社会福祉法人中心会役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中心会(以下「この法人」という)の定款 第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬ならびに費用弁償 (以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 非常勤役員とは役員で非常勤の者をいう。
  - (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
  - (4) 報酬とは、社会福祉法人第 45 条の 35 第1項で定める報酬その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
  - (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の 経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

# (年間報酬総額)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事(以下「理事長等」という。)が理事会及び評議員会に

出席したときは、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。 なお、理事長等が、同日に開催される法人の他の会議に出席した場合であってもこれを重複して支給しないものとする。

- 2 前項の場合において、同日にあわせて法人の業務をおこなった場合であっても、次条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

# (理事長等の勤務報酬等)

- 第6条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁消費を支払うことができる。
- 2 理事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (監事の報酬等)

- 第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬及 び実費弁償費を支払うことができる。なお、監事が同日に開催される法人の 他の会議に出席した場合であってもこれを重複して支給しないものとする。
- 2 前項の場合において、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても 次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (費用弁償)

第8条 この法人は役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用 については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要によ り事前に概算額を支払い、終了後精算することができる。 2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給することができる。

# (役員の職務証跡)

第9条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及び出勤簿の作成に協力するものとする。

## (報酬等の支給方法)

- 第10条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。
- 2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出の あった立替金等を控除して支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

## (公表)

第11条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

# (改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

# (補足)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、 別に定めるものとする。

#### 附則

- 1 この規定は平成 29 年 6 月 20 日 (定時評議員会の議決日) から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行前、平成29年4月1日以降に支払われた報酬等は、この規程に基づく内払とみなす。

別表1 (出席報酬日額)

名称	職務	報酬
理事会出席報酬等	理事長等	7,000 円
	監事	7,000 円
評議員会出席報酬等	評 議 員	7,000 円
	理事長等	7,000 円
	監事	7,000 円

# 別表2 (勤務報酬等)

名称	報酬	備考
理事長業務報酬等 (日額)	10,000 円	交通費実費及び交通諸
		経費として一人一律
   理事業務報酬等 (日額)   10,000	10,000 円	交通費実費及び交通諸
生事未物報酬寺 (日頃)	(10,000   1	経費として一人一律
野東野木投道却副然 (口妬)	10,000 円	交通費実費及び交通諸
監事監査指導報酬等(日額) 		経費として一人一律